

四日市市議会における参考人の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 2 号

四日市市議会における参考人の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
四日市市議会における参考人の実費弁償に関する条例（平成 2 4 年四日市市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
四日市市議会における<u>参考人等</u>の実費弁償に関する条例 （趣旨） 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 0 7 条の規定に基づき、<u>次に掲げる者（以下「参考人等」という。）</u>の要した実費を弁償する。 （1） <u>法第 1 1 5 条の 2 第 2 項（法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該出席要求に応じて出頭した参考人</u> （2） <u>その他特別の理由により、市議会の要求に応じて出頭した者</u> （<u>実費弁償等</u>） 第 2 条 <u>参考人等</u>に対しては、実費弁償として<u>日当及び旅費</u>を支給する。	四日市市議会における<u>参考人</u>の実費弁償に関する条例 （趣旨） 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 0 7 条の規定に基づき、<u>四日市市議会に出頭した法第 1 1 5 条の 2 第 2 項（法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）規定の参考人（以下「参考人」という。）</u>の要した実費を弁償する。 （<u>実費弁償</u>） 第 2 条 <u>参考人</u>に対しては、実費弁償として<u>日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃</u>を支給する。

2 日当の額は、<u>参考人等の種別及び出頭した日数</u>に応じ1日につき別表のとおりとする。 (削除) 3 <u>旅費</u>の額は、<u>市長の例</u>による。 (支給方法) 第3条 実費弁償は、<u>参考人等</u>が出頭した際に支給する。 2 <u>旅費</u>は、<u>参考人等</u>の居住地から最も経済的な通常の間路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により、最も経済的な通常の間路又は方法によりがたい場合には、その現によった間路及び方法により計算する。	2 日当の額は、出頭した日数<u>及び旅行に要した日数</u>に応じ1日につき別表のとおりとする。 3 <u>鉄道を利用する片道200km以上の日帰り旅行については、別表に規定する日当の額に1,500円を加算する。</u> 4 <u>宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(以下「車賃等」という。)</u>の額は、<u>四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(昭和59年四日市市条例第7号)に定める市長の車賃等の相当額とする。</u> (支給方法) 第3条 実費弁償は、<u>参考人</u>が出頭した際に支給する。 2 <u>車賃等</u>は、<u>参考人</u>の居住地から最も経済的な通常の間路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により、最も経済的な通常の間路又は方法によりがたい場合には、その現によった間路及び方法により計算する。
--	---

改正後

別表

区分		日当の額
<u>法第115条の2第2項</u> <u>(法第109条第5項にお</u> <u>いて準用する場合を含む。)</u> の規定により出頭した参考 人	学識経験者	<u>16,500円</u>
	その他の者	<u>8,200円</u>
<u>その他特別の理由により、</u> <u>市議会の要求に応じて出頭</u> <u>した者</u>	学識経験者	<u>16,500円</u>

改正前

別表

区分		日当の額
<u>法第109条第6項(第1</u> <u>09条の2第5項及び第</u> <u>110条第5項において</u> <u>準用する場合を含む。)</u> の 規定により出頭した参考 人	学識経験者	<u>16,000円</u>
	その他の者	<u>7,900円</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(議会事務局議事課)